

(案)

第4次地域管理経営計画書  
第4次国有林野施業実施計画書

(五ヶ瀬川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自 平成26年4月 1日  
至 平成31年3月31日

(平成27年3月変更)

九州森林管理局



(案)

# 第4次地域管理経営計画書

(五ヶ瀬川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成26年4月	1日
至	平成31年3月	31日

(平成27年3月変更)

九州森林管理局



## 地域管理経営計画の変更について

### [変更理由]

国有林野のその多様で豊かな自然環境、森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用し、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等を推進するため、国民の参加による森林の整備に関する事項を変更することとし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成27年4月1日より生じる。

### 1. 現行計画（平成26年3月策定、計画期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日）の変更内容

- (1) 「6 国民の参加による森林の整備に関する事項」の「(3) その他必要な事項」を上記理由により変更する。



目 次

6 国民の参加による森林の整備に関する事項 .....	1
(3) その他必要な事項 .....	1



6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(3) その他必要な事項

名 称	面 積 (h a)	位置(林小班)
<u>多様な活動の森</u>	<u>4.00</u>	<u>2017い</u> の一部 <u>2018へ1</u> の一部 <u>2018ち</u> の一部 <u>2018り1</u> の一部 <u>2018わ1</u> <u>2018ロ</u> の一部



(案)

# 第4次国有林野施業実施計画書

(五ヶ瀬川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成26年4月	1日
至	平成31年3月	31日

(平成27年3月変更)

九州森林管理局



## 国有林野施業実施計画の変更について

### [変更理由]

多様な活動の森の協定が締結されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成27年4月1日より生じる。

### 1. 現行計画（平成26年3月策定、計画期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日）の変更内容

- (1) 「8 その他必要な事項」の「(2) フィールドの提供」を上記理由により変更する。



目 次

8 その他必要な事項	1
(2) フィールドの提供	1



8 その他必要な事項  
 (2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備考
1123へ、へ1、と、ろ14	ふれあいの森	平成24年7月17日協定 長浜町ふれあいの森の会
1121い～そ、イ、ロ	遊々の森	平成18年4月20日協定 宮崎県むかばき青少年自然の家
<u>2017い</u> の一部 <u>2018へ1</u> の一部 <u>2018ち</u> の一部 <u>2018り1</u> の一部 <u>2018わ1</u> <u>2018ロ</u> の一部	<u>多様な活動の森</u>	<u>平成26年6月16日協定</u> <u>フォレスト・マントル上鹿川</u>